

ウクライナ

商標規則

1997年8月20日教育科学省決議第72号により改正

目次

商品及びサービスに係るウクライナ登録証の付与を求める出願書類の作成、提出及び審査に関する規則

規則1 総則

規則2 出願書類の作成及び提出

規則3 処理事項における特許庁との通信

規則4 商品及びサービスに係る商標登録の出願審査

商品及びサービスに係るウクライナ登録証の付与を求める出願書類の作成、提出及び審査に関する規則

商品及びサービスに係るウクライナ登録証の付与を求める出願書類の作成、提出及び審査に関する規則(以下「本規則」という)は、「商品及びサービスに係る商標権の保護に関する」ウクライナ法に従い創出されたものであり、商標出願の要件、並びに商品及びサービスに係る商標を求める出願及び審査の手続を規定する。

規則 1 総則

1.1. 本規則の適用上、本規則に使用の用語は、次の意味を有する。

「法」とは、「商品及びサービスに係る商標権の保護に関する」ウクライナ法をいう。

「特許庁」とは、ウクライナ国家特許庁をいう。

「RDCPE」とは、特許審査の研究開発センターをいう。

「登録証」とは、商品及びサービスに係る商標についてのウクライナ登録証をいう。

「人(者)」とは、自然人又は法人をいう。

「出願書類」とは、登録証の付与を受けるために必要とされる1組の書類をいう。

「出願人」とは、出願をした者(複数もあり)又はその権原の承継人をいう。

「優先権」とは、出願についての優位性をいう。

「ICGS」とは、商品及びサービスの国際分類を言う。

「代理人」とは、1994年8月10日ウクライナ閣僚会議決定第545号より実施の知的所有権事項における代理人に関する規則の規定に基づいて特許庁が登録した代理人(特許弁護士)又は他の被委任者をいう。

「公定手数料の納付手続に関する規則」とは、1995年3月20日付け閣僚会議決議第196号、1996年1月16日付け第98号及び1996年8月14日付け第498号に基づいて改正補足された1994年10月10日付けウクライナ閣僚会議決議第701号に基づいて実施された「発明、実用新案、意匠、並びに商品及びサービスに係る商標の権利保護に関する行為に係る公定手数料の納付手続に関する規則」をいう。

「パリ条約」とは、工業所有権保護に関するパリ条約をいう。

「マドリッド協定」とは、標章の国際登録に関するマドリッド協定をいう。

「登録簿」とは、商品及びサービスに係る商標についてのウクライナ登録証の国家登録簿をいう。

「登録」とは、特許庁による商標の国家登録をいう。

「WIPO」とは、世界知的所有権機関をいう。

1.2. 出願は人、人の集団又はそれらの者の権原の承継人が行うことができる。

1.3. 商品及びサービスに係る商標(以後「商標」という)は、1人の商品及びサービスを他人の同種類の商品及びサービスから識別する標識である。

1.4. 保護は次の商標に対して付与される。

- 語又は文字の組合せの形態での文字標章
- 平面上に何らかの形態で表示された図形的構成物の形態での図形標章
- 立体図形又はそれらの構成物
- 上記標識の組合せ

当該商標は色彩付きで又は色彩の組合せ付きで表示することができる。商標として、光、並

びに色彩 자체又は色彩の組合せ等を登録することができる。当該商標は、それらを登録簿に記載すること、従ってそれらの登録に関する情報を公衆の利用に供することが技術的に可能な場合は、特許庁が登録する。

1.5. 商標に法的保護を付与することを拒絶する理由については、法第5条(1)及び第6条にこれを規定する。

規則 2 出願書類の作成及び提出

2.1. 出願の要件

2.1.1. 出願書類の提出

商品及びサービスに係る商標の出願書類は、RDCPE の宛先で特許庁に書面で提出する。

出願は代理人を通じて出願人の名義で行うことができる。

2.1.2. 出願書類の言語

出願書類はウクライナ語により作成しなければならない。出願書類のいくつかがウクライナ語以外の言語のときは、それらのウクライナ語への翻訳文を出願日後 2 月以内に特許庁に提出しなければならない。

注記：1997 年 7 月 1 日までは、標章の登録出願の対象にできる商品及び／又はサービスの一覧は、願書がウクライナ語により作成してあれば、ロシア語により提出することができる。

2.1.3. 単一性の要件

出願は 1 標識のみに關係しなければならない。何らかの要素で出願標識と異なる標識は、異なる標識であるとみなす。

2.1.4. 出願書類の構成

出願書類には、次のものを含めなければならない。

- 商標登録を求める願書
- 登録出願商標の表示
- 商標出願に係る商品及びサービスの一覧であって、ICGS に基づく分類に従い分類されたもの
- 出願書類の添付書類

出願書類の添付書類には次のものを含む。

- 審査手数料を含む公定出願手数料であって、公定手数料の納付手続に関する規則の要件を満たすものの納付を確認する領収書
- 本国の特許庁が証明した優先出願書類の写し(出願人が法第 9 条(1)に基づいて優先権の恩典を希望するとき)
- 公式又は公認の国際博覧会における出願商標を含む展示物の展示を確認する書類(出願人が法第 9 条(2)に基づいて優先権の恩典を希望するとき)
- 代理人を通じて出願を行うときは、当該代理人の名義での委任状
- 法第 6 条(1)に記載された要素を出願標識に使用することについて出願人に付与された許可を確認する書類
- 出願人が共通特性を有する商品又はサービスの何れかを生産する団体であって、当該出願が法の実施前に行われており、かつ、審査が 1994 年 7 月 1 までに完了していなかったときは、団体商標の使用が準拠する規約

2.1.5. 法第 23 条に基づいて、商品及びサービスに係る商標権の保護に関する公定手数料納付の額、期間、及び手続は、公定手数料の納付手続に関する規則の各改定に適正に留意して、当該規則により規定する。

2.1.6. 商標登録を求める願書は、本規則付録に規定する様式に従わなければならない。願書様式のすべての欄に記入しなければならない。必要なデータを各欄に収めることができないときは、それらは別紙に記載しなければならない。この場合は、各欄に引用符「別紙参照」

を付さなければならない。

2.1.7. 「願書」という語の上の欄は RDCPE による注記を意図したものであり、出願人による記入を意図したものではない。

2.1.8. コード(731)に下には、出願人に関する情報を記載しなければならない。すなわち、出願人個人の完全名称又は(法定文書に従う)法人の完全名称及びその宛先
外国法人の完全名称は、その法的組織形態の表示と共に記載しなければならない。外国法人が当該国内の一定の領土内法人の法律に基づいて設立されたときは、当該領土内法人の名称もまた記載しなければならない。

外国人出願人の完全名称又は呼称は、ウクライナ語への翻字により記載しなければならない。外国法人の法的組織形態は、ウクライナ語への直訳が存在しないときは、翻字により記載しなければならない。当該翻字の次に出願人の完全名称又は呼称を括弧に入れて原語により記載しなければならない。

国内出願人の郵便宛先は、次の書式により記載しなければならない。

- 郵便コード
- 行政区画、地域
- 地名
- 街路
- 建物番号
- WIPO 基準 ST3 に基づくウクライナの(国名)コード番号(UA)

外国人出願人の宛先は、すべての詳細と共に出願人により提供のものと同一書式により、ウクライナ語により記載しなければならない。街路の名称、広場の名称、並びに当該宛先における数字の次に使用された表象は、ウクライナ語への翻字により記載しなければならない。原綴り字による宛先は、当該翻字の次に括弧に入れて記載しなければならない。

ウクライナ法人については、ウクライナ企業及び組織の共通登録簿からの該当コードを同一欄に記載しなければならない。

出願人がウクライナ国外に居住し又は住所を有する個人又は法人であるときは、WIPO 基準 ST3 に基づいて該当する 2 文字国名コードを記載しなければならない。

2.1.9. 出願人が優先権の恩典を受けるときは、コード(310)、コード(320)、コード(330)及びコード(230)の下の欄にそれぞれ標記し、関係情報を記載しなければならない。

2.1.10. コード(750)の下には、出願人宛のすべての公的通信が送られることになるウクライナにおける完全な郵便宛先、並びに名宛人の完全名称又は呼称を表示しなければならない。

2.1.11. コード(740)の下には、(出願が代理人を通じて行われるときは)知的所有権事項における代理人に関する情報を記載しなければならない。

2.1.12. 登録出願商標の表示は、コード(540)の下の欄に配置されている。

コード(541)の下の欄は、出願人が商標の登録及び特許庁の標準表象を使用しての公開を希望するときは、記号(×)で標記しなければならない。

コード(546)の下の欄は、出願の商標が非標準表象から構成されているときは、記号(×)で標記しなければならない。

2.1.13. コード(591)の下には、出願標章の色彩(色彩の組合せ)を表示しなければならない。商標が黑白で出願されるときは、この欄を空白にしなければならない。

2.1.14. コード(554)の下の欄には、立体商標を登録出願するときは、記号(×)で標記される。

2.1.15. コード(511)の下の欄には、求める商標の保護対象の商品及び／又はサービスの完全な一覧を記載する。商品及び／又はサービスは ICGS のクラスに基づいて分類しなければならない。最初に、該当するクラスの番号を記載し、次いでこのクラスに含まれた商品及び／又はサービスを列挙する。クラスは昇順で列挙する。

2.1.16. 表題「同封書類一覧」とある願書の項目には、記号(×)を使用して記載し、各枠には頁数及び写しの部数の表示を記入する。

2.1.17. コード(390)の下の項目は、出願人がパリ条約第 6 条の 5 の規定の適用を請求するときは、記入しなければならない。

2.1.18. コード(641)及びコード(646)の下の項目には、先の出願及び有効な登録が存在するとき、又は出願人が法第 22 条の規定に基づいてその者の商標の再登録を希望するときは、記入しなければならない。

2.1.19. 表題「署名」となっている願書の最後の項目への記入は必須である。

願書様式には出願人が署名しなければならない。

出願人が法人であるときは、願書には授権された代表者が署名し、当該署名には署名者の完全名称及びその者の会社内での地位の表示を添付しなければならない。署名は捺印により確認しなければならない。

出願が知的所有権事項における代理人を通じて行われるときは、その者は出願人の代理として署名する権利を有する。

この欄には、願書が署名された日付もまた表示しなければならない。

別紙に記載された何らかの情報には、本項に規定するものと同一の要件に従い署名しなければならない。

2.1.20. 登録出願商標の表示の要件

登録出願商標の表示は寸法 8cm×8cm の写真複写により又は印刷物として提出しなければならない。

立体商標を登録出願するときは、そのスナップ写真を対象全体についてイメージすることができる撮影角度から作成しなければならない。更に、当該商標の明確かつ包括的な表示を提示するすべての必要な図の表示を提示することが必要である。

ラベルを商標として登録出願するときは、商標の表示として提出される。ただし、その寸法が 14cm×14cm を超えないことを条件とする。

写真複写又は印刷物は著しい明暗で明確なものとし、かつ、願書においてコード(591)の下に記載の色彩又は色彩の組合せにより提出しなければならない。

各色彩変形は、別の出願対象としなければならない。

2.1.21. 音響標識又は光標識を商標として登録出願するときは、当該標識は、オーディオ又はビデオカセットによる音表文字(ビデオ録画)等のレコードで提供される。色彩自体又は色彩の組合せが登録を必要とするときは、当該色彩又は色彩の組合せが使用された印刷物を必要部数提出することが必要である。

前記商標については、それらの登録に関する情報を公衆の利用に供するため登録簿にそれらを登録することが技術的に可能な場合は、特許庁がこれを登録することができる。

2.1.22. 出願人は、商標の表示と共に、商標が文字部分を有するか又は図形標識から構成されていない商標に關係するときは、当該商標の説明書を提出しなければならない。文字標章又はその部分が語義上意味を有さないときは、それが形成された方法、例えば、数語の語頭

音節, 略語, 造語等から構成されることを表示しなければならない。

文字標識がウクライナ語で一般的でない(例えば, 特殊用語, 廃語の)ときは, 当該語の意味を説明する必要がある。

文字標章又はその部分が外国語であるときは, 語義上意味を有する商標については, それらのウクライナ語への翻訳及びウクライナ語アルファベットの文字によるそれらの翻字を提示する必要がある。

2.1.23. 音響を商標として登録出願するときは, 当該音響の種類(すなわち, 音楽の1曲又はその部分, 任意の出所の音等)を表示しなければならない。楽曲が使用されている標識については, その楽譜を提示しなければならない。

2.1.24. 光を商標として登録出願するときは, 光の表象／信号の特質, それらの配列, 発光持続期間, 及び他の特徴を提示する必要がある。

2.1.25. 色彩自体又は色彩の組合せを商標として登録出願するときは, 出願書類にはその／それらの使用例を添付しなければならない。

2.1.26. 出願書類には, 審査手数料を含む公定出願手数料を納付済みである旨を確認する領収書を添付しなければならない。領収書の様式は, 公定手数料の納付手続に関する規則により規定する要件を満たさなければならない。前記書類は, 出願時に出願書類と共に又は出願日後2月以内に, 提出しなければならない。

2.1.27. 出願書類が代理人を通じて提出されるときは, 出願人の権限を確認する委任状を添付しなければならない。委任状は, 出願人により任意の様式で発行されるが公証を必要としない。委任状が原語により特許庁に提出されたときは, それはウクライナ語への翻訳文により補足しなければならない。

委任状の要件は本規則3.1.4.において規定されている。

2.1.28. 出願人が法第9条(1)の規定に基づく優先権の恩典を受けることを希望するときは, 出願時又は出願日から3月以内の何れかに, その出願番号及び出願日を表示した先の出願に基づいて優先権を主張する請求書, 並びに本国が証明した優先出願書類の写しを提出しなければならない。優先権出願書類のウクライナ語への翻訳文は, 請求書と共に又は特許庁照会に応答して庁の通信に表示された期限内の何れかに, 提出される。

2.1.29. 出願人が法第9条(2)の規定に基づく優先権の恩典を受けることを希望するときは, 出願時又は出願日から3月以内の何れかに, 出願の商標は公式又は公認の国際博覧会において展示された旨を確認する書類と共に, 優先権を主張する請求書を提出しなければならない。当該書類は博覧会の管理部又は組織委員会が証明する。当該書類のウクライナ語への翻訳文は, 請求書と共に又は特許庁照会に応答して庁の通信に表示された期限内の何れかに, 提出される。

前記書類には商品及び／又はサービスを展示した者の名称, 商標の表示, この標章を含む展示の商品及び／又はサービスの一覧, 並びに博覧会における前記商品及び／又はサービスの公開展示の日付を含まなければならない。

2.1.30. 登録出願商標が法第6条(1)に記載の要素を含むときは, 出願書類には出願人が当該要素を使用する許可を取得している旨を立証する書類を添付しなければならない。

2.1.31. 出願人が共通の特質を有する商品を製造し又はサービスを提供する者の団体であり, かつ, 出願が法の施行前に行われたとき, 並びにこの出願処理が1994年7月1日前に完了していなかったときは, 出願には団体商標の使用が準拠する規約を添付しなければならない。

団体商標の使用が準拠する規約には、次の情報を含まなければならない。

- 出願人との契約により商標登録の出願を委任された者の完全名称及び宛先
- 団体商標を使用することを許可された者の完全名称及び宛先
- 団体商標使用の条件及び使用条件違反の場合の団体構成員の権利義務

団体商標の使用が準拠する規約には団体の全構成員が署名しなければならない。署名及びその証明は本規則 2.1.19. に規定する要件を満たさなければならない。

2.1.32. 団体が法の施行後に自らの商標を共通の特質を有する商品及びサービスに使用しようとし、この商標を団体商標として登録することを希望するときは、当該登録はパリ条約第 7 条の 2 の規定に基づいて可能である。この場合は、出願書類には、本規則 2.1.31. に記載の情報を含み、団体商標の使用が準拠する規約を添付しなければならない。

2.2. 出願書類の作成

2.2.1. 全出願用紙の品質は、延長期間に亘り保管できること及び写しの必要部数を直接複製することができることを保証するものでなければならない。

出願書類に同封の各書類は別紙にしなければならない。出願書類の全頁にはアラビア数字により連続番号を付さなければならない。

2.2.2. 商標登録を求める願書及び同封書類は、1 通として提出しなければならない。

商標が黑白で登録出願されるときは、当該商標の表示 5 部を提出しなければならない。

商標が色彩付きで登録出願されるときは、当該商標の表示 10 部を提出しなければならない。

2.2.3. 商標の使用対象の商品及び／又はサービスの一覧は、当該一覧が願書のコード (511) の下の欄に収めることができないときは、別紙により提示しなければならない。

2.3. マドリッド協定に基づく国際商標の出願

2.3.1. マドリッド協定第 1 条(2) 及びマドリッド協定に基づく共通規則の第 9 規則に基づいて、国際出願は特許庁を通じて国際事務局に提出しなければならない。マドリッド協定に基づく商標登録の目的での本国の特許庁機能は RDCPE に課される。

2.3.2. 国際出願については、商標が自己名義により登録され、かつ、登録簿に記載されたウクライナ国民又は法人がこれを行うことができる。

2.3.3. 出願人の請求により、RDCPE は出願に必要な様式をその者の宛先に送付しなければならない。

2.3.4. 国際出願は 1 商標に関係しなければならないが、ウクライナにおける同一商標の複数の登録を基礎とすることができる。

2.3.5. 本国の特許庁としての特許庁は、ウクライナ語による国際出願を受理する。

2.3.6. 出願書類に列挙の資料は、登録簿に公開された資料に完全に一致しなければならない。特許庁は提示の資料を点検し、登録簿に記載されたものとの同一性を確認する。

2.3.7. 出願書類には、スイス・法兰で納付された必要な手数料(マドリッド協定に基づく共通規則の第 34 規則)の納付を確認する領収書を添付しなければならない。

2.3.8. 出願人が上記要件をすべて満たすときは、RDCPE は、マドリッド協定第 3 条(4)に規定する期限内に、適正に作成された出願書類を WIPO の国際事務局に送付し、出願人にはその旨を適時に通知しなければならない。当該通知書には WIPO の国際事務局宛出願書類の送付の日を示さなければならない。

2.3.9. WIPO の国際事務局は、手数料が全額納付されなかったときは、当該商標の国際登録に利害関係を有する出願人に連絡しなければならない。この場合は、出願人には追加手数料

の納付を請求する通知が送付されるものとする。当該納付を確認する領収書は RDCPE へ送付しなければならない。

規則 3 処理事項における特許庁との通信

3. 1. 特許庁に対する代理

3. 1. 1. 登録事項における代理を目的として、出願人は出願時又は出願後いつでもの何れかに、代理人を選任し、本規則 3. 1. 4. に規定する要件に従い作成された委任状を発行することができる。

委任状は出願書類に同封される。

3. 1. 2. 委任状は、提出されたか又は将来提出される同様において記載の 1 又は数件の出願に関係することができる。

委任状が数件の出願及び登録について発行されたときは、各出願書類には、出願番号又は登録番号の表示を付した委任状の謄本を添付しなければならず、それに係るファイルには委任状原本を保管する。

3. 1. 3. 外国人及びウクライナ国外にそれらの住居又は住所を有するその他の者は、特許庁に対してそれらのものを代表する工業所有権事項における代理人を選任しなければならない。ただし、国際条約により別段の規定がある場合はこの限りでない。

外国人を代表する委任状は本人又はその代理人の何れかにより発行することができる。ただし、後者が復代理権により発行された出願人からの委任状を保持している場合に限るものとする。この場合は、当該委任状の公証謄本を出願と共に提出しなければならない。特許庁はこの書類の翻訳文の提出を請求することができる。

3. 1. 4. 特許庁に対する代理に係る委任状は、単に書面にすればよく、公証は必要としない。委任状は次の事項を記載しなければならない。

- 委任された代理人の名称
- 委任状に基づく権限の範囲
- 作成の日付(この日付のない委任状は無効である)

委任状はその発行人が署名しなければならない。

委任状をウクライナ居住者である法人が発行したときは、それに捺印しなければならない。

ウクライナにおいて発行の委任状の有効期間は、3 年を超えることができない。

委任状の有効期間が記載されていないときは、ウクライナにおいて発行の委任状はその作成日付から 1 年以内は有効であるとみなす。

ウクライナ国外において発行の委任状については、本国の法律により規定する要件に従い、かつ、有効期間中に、これを作成しなければならならない。

3. 1. 5. 委任状が数人の特許弁護士の名義で発行されたときは、出願はそれらの者の何れによっても取り扱うことができ、通信は願書のコード(750)の下に記載の宛先に送付しなければならない。

3. 1. 6. 出願人は、一定の法的行為についてある代理人を選任し、他の法的行為については他の代理人を選任する権利を有する。

3. 1. 7. 出願を取り下げる代理人の権利又は出願権の譲渡を登録する代理人の権利は、明確に委任状に規定しなければならない。

3. 1. 8. 委任状により委任された代理人による何らかの行為は、出願人による行為を構成すると解釈されるが、他方、代理人に関する特許庁による何らかの行為は、出願人に関する行為を構成すると解釈されるものとする。

3. 1. 9. 委任状により立証された代理権は、権限が有効に存続する限りは、有効である。委任

状の取下は、委任状の取下又は一定の権限の取消について出願人からの請求書の提出により行われる。当該代理権は、特許庁が出願人から請求書を受領した日現在で取り下げられたものとみなす。

3.1.10. 新代理人の代理権は、当該新代理人が選任されたときは、特許庁による新委任状の受領の日現在で有効になるものとする。

3.2. 特許庁との通信

3.2.1. 登録手続に関する特許庁との通信は、出願人により又はその者が委任した代理人を通じて行われる。

3.2.2. 出願後に特許庁に送付された何らかの書類は、出願人がこの出願番号を知っているときは、当該出願番号を含まなければならない。出願が他の情報に基づいても特定されないとときは、当該書類は更に考慮されることなく出願人に返却される。

3.2.3. 次のものが提示されたときは、出願を特定することができる。

－ 出願書類の写し、又は

－ 特許庁に対する出願日を記載した商標の表示。ただし、出願人又はその代理人がこの日付に確信があることを条件とする。

3.2.4. 出願の処理過程において提出される書類は、法及び本規則により規定する期限内に提出しなければならない。

出願における通信が委任された代理人を通じて行われるときは、特許庁の府の通知に応答する書類提出の期限は、当該代理人による当該通信の受領の日付から起算する。

3.3. 出願書類の訂正、補正及び修正、並びに追加書類及び補正書の提出

3.3.1. 出願人は、出願における決定の受領の日前には出願の訂正及び補正を行う権利を有する。

訂正及び補正は、文法的及びタイプ打ち誤記又は明白な欠陥に關係することである。出願の補正は、それに係る手数料納付の領収書並びに必要な場合は当該訂正及び補正が有効である旨の書類を添付した出願人の請求に基づいて行われる。

3.3.2. 追加書類の提出は法及び本規則により所定の通り行われる。

出願人は、審査官を補助し又は商標の登録性を支持する何らかの追加書類を提出することができる。

特許庁により受領の追加書類は、出願ファイルに加えられる。

3.3.3. 出願の主題を変更する追加書類は審査過程において考慮されず、出願人にはその旨を適時に通知しなければならない。

追加書類は、それらが登録出願商標の表示における変更に關係するとき又はそれらが出願書類に記載の商品及び／又はサービスの一覧を拡張するときは、出願の主題を変更するとみなす。製品又はサービスの他のものへの言換えは、商品及び／又はサービスの一覧の拡張を構成するとみなす。

3.3.4. 出願人の名称及び／又はその者の宛先の変更は、出願人の請求又は代理人により提出される請求に基づいて行われる。必要な場合は、請求書には出願人の名称の変更を確認する書類を添付しなければならない。これらの書類は次のものとすることができる。

－ 法定書類の認証謄本

－ 新名称に基づく基本定款謄本

－ 登記簿抄本

出願人の名称の変更の請求及び出願人の宛先の変更の請求は、数件の出願を包含することができる。出願人の名称及び／又は宛先の変更に係る請求書には、所定の手数料の納付を確認する領収書を添付しなければならない。所定の手数料は変更を要する各出願当たり納付しなければならない。

3.3.5. 出願人間の契約に基づいて団体商標を登録することを委任されている法人又は出願の団体商標を使用する権利を有する者の名称の変更は、所定の手数料を納付の上、団体商標の使用が準拠する規約付録を基礎として登録される。

3.3.6. 法人(複数もあり)の合併又は分割による出願人の変更に係る情報は、出願人又はその権原の承継人の請求により登録される。

当該請求書にはそれに係る手数料の納付を確認する領収書を添付しなければならない。

出願人の変更が合併から生じたときは、当該請求書には合併を確認する書類を添付しなければならず、当該書類は公証されるか又は発行当局が証明するかの何れかとしなければならない。

出願人の名称の変更が法人又は法人の団体の分割から生じたときは、当該請求書には出願人の一覧から排除されることになる者による権利放棄を確認する書類を添付しなければならない。

3.3.7. 出願人は、特許庁によるこの請求の受領後1月以内に、本規則3.3.1.から本規則3.3.6.までの規定に基づいて提出した当該人の請求の結果について通知されるものとする。

3.3.8. 登録証を受領する権利の譲渡(以後「譲渡」という)による出願人変更の記録は、出願人の請求により出願書類において行われる。

当該請求は1出願に關係することができ、又は数件の出願を包含することもできる。ただし、出願人及び権原の承継人がこれらすべての出願において同一であることを条件とする。

請求書には出願番号、譲渡の事実及び譲受人に係る情報を記載しなければならない。

請求書には次のものを添付しなければならない。

- 譲渡証書、又は譲渡に係る情報を含む書類からの公証抄本
- 所定の手数料の納付を確認する領収書
- 譲受人により代理人(それが選任されているとき)に対して発行された委任状

出願人集団における1人又は数人の出願人の変更の場合は、譲渡証書又は譲渡を確認する他の書類には、出願書類における出願人の一覧の変更に対する他の全出願人による承諾書を添付しなければならない。

譲渡証書は、次のものを含まなければならない。

—登録証を受領する権利の出願人から第三者に対する譲渡の記載

—本規則2.1.8.により定義された書式による譲受人の完全名称又は呼称及びその者の宛先
譲渡証書には、出願人及びその権原の承継人が署名するものとし、本国の要件に従い証明されなければならない。

譲渡証書又は譲渡を確認する書類がウクライナ語以外の言語により起草されたときは、それにはウクライナ語への翻訳文を添付しなければならない。

譲渡証書の当事者はこの契約書に規定した情報の有効性に責任を負うものとする。

3.3.9. 本規則3.3.8.により規定する要件が満たされたときは、出願人の変更は出願書類に記録され、出願人及びその譲受人に対しては、譲渡の記録を求める請求書の特許庁による受領の日から1月以内にその旨を通知されるものとする。

譲渡記録の有効日付は、当該譲渡の記録に係る通知の出願人及びその権原の承継人への送達の日とする。

出願におけるその後のすべての通信は、譲受人又はその権原の承継人と行われるものとする。

3.3.10. 本規則 3.3.8. により規定する要件が満たされなかったときは、出願人及びその権原の承継人は、提出された書類における補正若しくは訂正の必要性又は出願人の変更が記載の理由により不可能である旨の何れかを通知されるものとする。

3.3.11. 出願に対する権利の一部譲渡は、特許庁が出願を分割する手続を設定した場合に限り記録されるものとする。

3.3.12. 出願における変更の請求は、当該請求書に記載のそれに係る商標の登録に関する決定の採択の日前に受理することができる。当該請求がこの日後に提出されたときは、それは登録簿に変更を導入する請求として取り扱われることになる。

3.3.13. 所定の手数料の納付を確認する領収書が紛失しているか又は手数料が適正に納付されなかったときは、出願における変更を導入する請求は受理することができず、出願人にはその旨を適時に通知しなければならない。

3.4. 特許庁の庁の通信に記載の出願書類一式及び資料の閲覧

3.4.1. 出願人はすべての出願書類、並びに特許庁の通知又は決定に記載の資料について知る権利を有する。特許庁は出願人により請求される書類の写しをこれらの書類を求める請求の受領の日から 1 月以内に送付しなければならない。

3.4.2. 法第 12 条(2)に基づいて、登録証付与についての公告後、何人も、1995 年 11 月 9 日付けウクライナ国家特許庁命令第 163 号により施行され、連続番号 417/953 に基づいて 1995 年 11 月 22 日付けウクライナ司法省に登録された、商標に係るウクライナ登録証の国家登録簿により公開された商標出願書類及び情報の公衆閲覧手続に関する指針により規定された出願書類にアクセスする権利を有する。

3.5. 出願処理への出願人の参加

3.5.1. 出願人は、自発的にか又は特許庁の勧告に基づくかの何れかにより、その者自身で又はその者の代理人を通じて、出願処理に参加する権利を有する。ただし、これは審査過程において出願書類又は出願した商標の登録可能性に関する説明を提供する必要性が生じた場合とする。

当該参加は特許庁の勧告又は出願人の請求により実施される。

出願人の請求書には、1995 年 1 月 25 日付けウクライナ国家特許庁命令第 9 号に基づいて施行され、連続番号 50/586 に基づいて 1995 年 2 月 28 日付けウクライナ司法省に登録された、ウクライナ国家特許庁によるサービス提供に関する規則、並びに 1996 年 10 月 16 日付けウクライナ国家特許庁命令第 211 号に基づいて施行され、連続番号 627/1652 に基づいて 1996 年 10 月 25 日付けウクライナ司法省に登録された、ウクライナ国家特許庁によるサービス提供に関する規則に対する改定及び追加により規定された出願に関する専門家交渉手数料又は専門家相談手数料の納付を確認する領収書を添付しなければならない。

3.5.2. 審査過程において生じる問題は特許庁の通知に従うことを条件とするが、出願人の疑義及び追加抗弁については、出願人の出願処理に参加を求める請求書にこれを記載しなければならない。

3.5.3. 出願人は、審査過程において生じた特許庁の通知に列挙の見解に対しては、たとえその者自身で又はその者の代理人を通じて当該処理に参加する意思がなくても、この通知の受

領の日から 2 月以内に応答しなければならない。

特許庁は当該処理に参加を求める出願人の請求に対して、当該請求の受領の日から 1 月以内に出願処理の日付を表示の上、応答しなければならない。

3.5.4. 出願処理への出願人の出席の日付及び時間は事前の承認を要する。事情の変更の場合は、指定の時間に当該処理に参加することができない当事者は、他の当事者にこれについてそれぞれ通知しなければならない。

3.5.5. 特許庁又は出願人が相互に出願処理が時期尚早であると認めるときは、特許庁の提案又は出願人の請求を拒絶することができる。

3.5.6. 出願人又はその代理人が事前手配なしに RDCPE に出頭したときは、出願処理への参加を求める出願人の請求は拒絶することができる。

3.5.7. 出願人の代理人の参加は委任状を基礎として可能とする。

3.6. 特許庁照会に応答する書類提出に係る逸失期間の延長及び回復

3.6.1. 法第 10 条(6)に基づいて、特許庁照会に応答する出願人による追加書類の提出期間は、出願人の申請により延長することができる。

3.6.2. 逸失期間の回復は、法第 10 条(12)の規定に基づいて特許庁が行うことができる。

逸失期間の回復請求書は、逸失期間の満了の日から 6 月以内に出願人が提出しなければならない。

当該請求書には所定の手数料の納付を確認する領収書を添付しなければならない。

3.6.3. 本規則 3.6.2. に規定する要件を満たすときは、出願人は請求書の特許庁による受領の日から 2 週間以内に逸失期間の回復について特許庁により通知されるものとする。

3.6.4. 所定の回復手数料納付の領収書を紛失の場合は、請求は拒絶され、出願人にはその旨を適時に通知しなければならない。

3.7. 出願の取下

3.7.1. 法第 11 条に基づいて、出願人は、商標登録に係る決定前はいつでも出願を取り下げる権利を有する。

取下の効力発生の日は、特許庁によるそれに係る請求書の受領の日とする。

3.7.2. 取り下げられた出願については、次のような如何なる法的行為もすることができない。

－ 取り下げられた出願の審査

－ 取り下げられた出願による登録出願商標の登録

－ 取り下げられた出願は、他の出願の審査過程において考慮されない。

3.7.3. 本規則 3.7.2. の規定は、法第 8 条(3)及び第 10 条(8)に基づいて取り下げられたとみなされる出願にも適用されるものとする。取下の効力発生の日は、特許庁のそれに係る通知の出願人への送達の日とする。

3.7.4. 出願が取り下げられたとみなされ、かつ、出願人がこれを誤りとする書証を有するときは、出願処理については出願日を維持したまま特許庁管理部の決定を基礎としてこれを回復することができる。

3.8. 出願において発せられた決定に対する不服申立

3.8.1. 出願人が出願における特許庁の何らかの決定に同意しないときは、その者は法第 15 条に基づいて特許庁の審判委員会に当該決定に対し不服を申し立てることができる。

3.8.2. 不服申立は、それに係る決定書又は請求した書類の出願人による受領の日から 3 月以内に行わなければならない。不服申立書には所定の手数料の納付を確認する領収書を添付し

なければならない。

3.8.3. 不服申立書の提出に係る逸失期間については、本規則 3.8.2. に記載の逸失期間の満了の日後 6 月以内に不服申立書と共に提出しなければならない出願人の請求により、これを回復することができる。ただし、それに係る手数料が公定手数料の納付手続に関する規則の規定に従い納付されていることを条件とする。

3.8.4. 不服申立は、ウクライナ国家特許庁の審判委員会に関する現行規則の規定に従いその受領の日後 4 月以内に審査されるものとする。

規則 4 商品及びサービスに係る商標登録の出願審査

商品及びサービスに係る商標登録の出願審査は、次の段階から構成される。

- 出願日の割当
- 方式審査
- 登録出願の標識について実体に関する審査

4.1. 出願日の割当

4.1.1. RDCPE に行った出願は各出願日を割り当てられる。登録された出願書類は返却することができず、出願手数料は還付されないものとする。

4.1.2. 出願日の割当のため、特許庁により受領される出願書類には、次のものを含まなければならない。

- 任意の様式でウクライナ語により起草された商標登録を求める願書
- ウクライナ語による出願人及びその宛先の明細
- 登録出願の標章の表示
- 標章の使用に係る商品又はサービスの一覧

4.1.3. 本規則 4.1.2. に記載の書類が出願書類中に存在することを条件として、特許庁は出願日の割当に関する決定を下す。

出願日の割当に関する決定書には、出願番号、及び優先権が主張されたときは優先権主張の基礎についての証明なしに、優先権の明細を表示しなければならない。前記決定書は、特許庁による出願受領の日から 1 月以内に出願人に送付しなければならない。ただし、出願審査手数料の領収書が出願書類中に存在し、それが公定手数料の納付に関する規則により規定する要件を満たすことを条件とし、かつ、納付の手数料が ICGS の 1 クラスから 3 クラスまでにおける出願の提出及び審査について規定された手数料の額以上であることを条件とする。

4.1.4. 出願手数料納付の領収書が出願書類中に欠落しているときは、出願日の割当に関する決定は当該納付領収書の提出の日後 2 週間以内に出願人に送付しなければならない。ただし、納付の手数料が本規則 4.1.3. に規定する要件を満たし、かつ、法第 7 条(8)により規定する 2 月の期間が遵守されていることを条件とする。

4.1.5. 本規則 4.1.2. に規定する要件が満たされなかったときは、出願書類の提出後 1 月以内に、訂正した書類又は欠落している書類の提出を請求する通知が出願人へ送付されるものとする。

この通知の出願人による受領の日から 2 月以内に当該欠陥が修正されるときは、出願日は、補正した書類若しくは以前欠落していた書類、又はそれらの書類が同時に提出されなかつたときはこれらの書類の最後のものの受領の日を基礎として、割り当てられるものとする。この場合は、出願日の割当に関する決定書は、割当の出願日から 2 週間以内に出願人に送付されるものとする。ただし、ICGS の 1 クラスから 3 クラスまでにおける出願について出願及び審査に係る手数料が法第 7 条(8)により規定された額で、かつ、期限内に納付されていることを条件とする。本項に規定する期間が遵守されなかつたときは、出願人には当該出願が行われなかつたとみなす旨を通知しなければならない。

4.1.6. 本規則 4.1.2. に規定する要件は満たされたが、手数料の額が ICGS の 1 クラスから 5 クラスまでにおける出願書類の出願及び審査のための所定の手数料の額未満であるときは、出願日の割当に関する決定が下され、出願人には、出願書類の提出の日後 2 週間以内に、必要な割増手数料の納付を請求する通知が送付されるものとする。

当該手数料が法第7条(8)に規定する期限内に納付されたときは、出願人にはそれに係る納付領収書の特許庁への提出の日から1月以内に出願日の割当に関する決定書が送付されるものとする。

4.1.7. 所定の手数料の納付の領収書が法第7条(8)により規定する出願日後2月以内に特許庁に到達しなかったときは、出願は法第8条(3)に基づいて取り下げられたものとみなし、出願人にはその旨を適時に通知しなければならない。

4.2. 方式審査

方式審査は出願が法第7条の要件を満たすか否かを確認することを意図したものであり、出願人により出願された権利の範囲を明確にする。

4.2.1. 出願内容の点検

法第7条及び本規則2.1.に基づいて、次のものの存在が点検される。

- a) 商標登録を求める願書
- b) 出願人の完全名称又は呼称、及び宛先の表示
- c) 出願の商標の表示
- d) ICGSのクラスに基づく分類の商品及び／又はサービスの一覧
- e) 該当すれば、代理人に係る必要な明細
- f) 出願人が法第9条(1)の規定に基づく優先権の恩典を受けることを希望するときは、先の出願書類の写し(複数もあり)
- g) 出願人が法第9条(2)の規定に基づく博覧会優先権の恩典を受けることを希望するときは、出願の商標を含む展示物が公式又は公認の国際博覧会において展示されたことを確認する書類
- h) 審査手数料を含む出願手数料の納付の領収書
- i) 代理人へ発行された委任状
- j) 書類がウクライナ語以外の言語により提出されたときは、審査に必要であり、かつ、出願書類に含まれた前記書類又はそれらの抄録の翻訳文

4.2.2. 出願書類の所定の要件との適合性についての点検

本規則4.2.1.a), b), c)に記載の出願書類は、本規則2.1.8.から本規則2.1.22.までの要件との適合性について点検される。

当該点検の過程において、願書が当該要件を満たさないか又は本規則4.2.1.b), c)に記載の明細が所定の要件を満たさないと認められるときは、出願人には出願書類を訂正又は補正すべき旨を請求する通知が送付されるものとする。出願人は当該通知の受領の日から2月間に当該通知に対する応答を特許庁に提出することができる。

出願人により提出された応答が請求されたすべての情報又は書類を含んでおらず、その後の出願処理を不可能にするときは、出願人には第2次通知が送付されるものとし、それに対する応答は、出願人による当該第2次通知の受領の日から2月以内に提出しなければならない。

出願人が特許庁の当該通知に応答しないとき、又は特許庁の通知に応答する期限を遵守しないか若しくはそれらの延長について理由を付した申請をしないときは、当該出願は拒絶されたとみなし、出願人には適時にその旨を通知しなければならない。

4.2.2.1. 出願書類に記載の商品及び／又はサービスの一覧は、次の点について点検される。
— 一覧に記載の商品及び／又はサービスの名称とICGSの各クラスに含まれたものとの間の一致又は相互関係について

- ICGS の各クラスに基づく商品及び／又はサービスの分類が正確か否かについて
- 4.2.2.2. 審査官は、商品及び／又はサービスの一覧の点検過程において、出願書類に記載の商品及び／又はサービスの一覧が ICGS に記載されていない用語を含んでいるか否か、及び使用的用語が各商品及び／又はサービスをそれに係る ICGS クラスに含ませる程十分に明確であるか否かを発見しなければならない。

商品及びサービスの一覧において使用の用語について証明が必要なときは、審査官は出願人からの必要な証明を請求する権利又は当該証明を提案する権利を有する。

商品及びサービスの一覧における不一致を除去することができないときは、出願人により提案された用語を最終的なものとみなす。

- 4.2.2.3. 検査官は出願書類における商品及びサービスが ICGS に基づいて正確に分類されているか否かを点検しなければならない。商品及びサービスの分類が正確でないときは、特許庁は ICGS に基づく商品及びサービスの分類について通知しなければならない。

審査官の分類が出願人の分類と異なる場合は、審査官の決定を最終的なものとして取り扱う。審査官により決定の ICGS クラスの数が出願手数料の納付対象となったものより多いときは、出願人には不足額納付の必要性又は商標の登録出願に係るクラスの数の減縮の必要性が通知されるものとする。

公定手数料の不足額の納付を確認する領収書は、それに係る通知の受領の日から 2 月以内に提出しなければならない。

- 4.2.2.4. 出願人は、審査官が大要を示した限度内で ICGS クラスの数を減縮する権利及び商標の登録出願に係るクラスを決定する権利については、自己の裁量によりこれを有する。出願人はその者の決定を当該庁の通知の受領の日から 2 月以内に書面で審査官に通知しなければならない。

公定手数料の不足額納付の領収書及び当該庁の通知に対する出願人からのクラス数を減縮する応答があったときは、審査は手数料が納付された ICGS クラスのみについて実施され、これらのクラスに含まれない商品及びサービスを除き、願書様式に記載のものと同じ順に処理されるものとする。

- 4.2.3. 先の出願を基礎とし又は博覧会における展示物としての商標の使用を基礎としての優先権の主張

- 4.2.3.1. 出願人が法第 9 条(1), (3)に基づいて優先権を主張するときは、特許庁は次の点を点検しなければならない。

- 出願人が法第 9 条(3)に規定する先の出願を基礎とする優先権を申し立てるための 3 月の期間を遵守したか否か

- 本国の特許庁により証明された優先権出願書類の写しが出願日後 3 月以内に提出されたか否か。当該出願書類のウクライナ語への翻訳文は、優先権申立書と共に又は庁の通知に表示された期間内に特許庁の請求によっての何れかで、提出しなければならない。

- 法第 9 条(1)により規定する先の出願の出願日から起算の 6 月の期間が遵守されているか否か

- 出願の商標の表示並びに商品及び／又はサービスの一覧が先の出願におけるものと一致するか否か

- 4.2.3.2. 優先権は、先の出願書類に記載された商品及び／又はサービスについて確定する。

- 4.2.3.3. 優先権は、先の出願書類に記載されなかった商品及びサービスについて確定しない。

4.2.3.4. 出願人がパリ条約のいくつかの同盟国における各官庁に出願した数件の先の出願を基礎とする優先権(多数優先権)の維持を希望するときは、審査官は提出された先の出願書類の写しが適法に証明されていたか否かを点検しなければならない。

4.2.3.5. 優先権が法第9条(2), (3)の規定に基づいて主張されるときは、審査官は次の点を点検しなければならない。

— 出願人が法第9条(3)により規定する優先権申立書の提出のための3月の期間を遵守していたか否か

— 公式又は公認の国際博覧会における出願商標を含む展示物の展示を確認する当該博覧会管理部又は組織委員会により証明された書類を含むか否か、及び当該書類の提出のための3月の期間が遵守されているか否か。この書類のウクライナ語への翻訳文は、優先権申立書と共に又は翻訳文の提出を求める庁の通知において規定の期限前に当該通知に応答して、提出しなければならない。

— この書類が博覧会における展示物の公開展示の開催日を表示しているか否か

— 出願された表示並びに商品及び／又はサービスの一覧が博覧会において出願商標を含む展示物の展示を確認する書類に記載されたものと一致するか否か

— 博覧会における公開展示の開催日から起算される、法第9条(2)により規定する6月の期間を遵守していたか否か

4.2.3.6. 優先権は、博覧会における出願商標を含む展示物の展示を確認する書類に記載の商品及び／又はサービスについて確定する。

優先権は、博覧会における出願商標を含む展示物の展示を確認する書類に記載されなかった商品及び／又はサービスについて確定しない。

4.2.3.7. 優先権の確定に係る通知は、法第9条(3)に規定する優先権の確定に係る申立書の提出期間の満了後1月以内に出願人に送付されるものとする。ただし、本規則4.2.3.1.及び4.2.3.5.に規定する要件が満たされていることを条件とする。

4.2.3.8. 優先権申立書に添付の書類が証明書又は追加書を必要とするときは、法第9条(3)に規定する優先権申立書の提出期間満了後1月以内に、出願人には当該証明書及び追加書の提出期間を記載した通知が送付されるものとする。

4.2.3.9. 出願人が法第9条により規定し、かつ、本規則4.2.3.8.に規定した期間を遵守しないとき、又は優先権主張に係る書類が本規則4.2.3.1.及び本規則4.2.3.5.に規定された要件を満たさないときは、優先権は失われたものとみなし、出願人にはその旨を必要書類の提出期間の満了の日後1月以内に適時に通知しなければならない。

4.2.4. 委任状の点検

出願が願書様式のコード(740)の下にそれぞれ標記して特許弁護士又は他の委任された代理人を通じて行われたときは、審査官は委任状が出願書類に存在するか否か及びそれが本規則3.1.4.に規定する要件を満たすか否かを点検しなければならない。

4.2.5. 追加データの点検

4.2.5.1. 出願人が願書様式のコード(390)の下にそれぞれ標記してパリ条約第6条の5の規定(「外国登録商標」の規則)に従う保護に該当する商品及び／又はサービスに係る商標登録を出願したときは、審査官は当該出願書類が本国におけるこの商標を確認する書類を含むか否かを点検しなければならない。

4.2.5.2. コード(641)及びコード(646)の下に記載のデータについては、当該商標が商品及び

／又はサービスの一覧を拡張するために登録出願されるとき, 並びに出願人が法第 22 条の規定に基づいてその者の商標の再登録を取得することを希望するときは, 特に考慮されるものとする。

4. 2. 5. 3. 商標が複数人の団体により団体商標として出願されるときは, 当該商標については, 団体商標の使用が準拠する規約と本規則 2. 1. 31. の要件との適合性を点検しなければならない。

団体商標の使用が準拠する規約が所定の要件を満たさないときは, 出願人には当該規約に関する修正をすべき旨又は説明を提示すべき旨が請求されるものとする。

4. 2. 6. 出願が法第 7 条及び本規則 2. 1. に規定する要件を満たすときは, 特許庁は商標として登録出願された表示の実体審査を行うものとする。

4. 3. 商標の実体審査

法第 10 条(7)の規定に基づいて商標として登録出願された表示の実体審査の目的は, 出願標識が登録可能性の要件を満たすか否かを点検することである。

実体審査は次のものから構成される。

- 法第 5 条(1)及び法第 6 条(1), (2)の規定に基づく拒絶理由に関する標識の点検
- 法第 6 条(3), (4)の規定に基づく拒絶理由に関する標識の点検

4. 3. 1. 法第 5 条(1)及び法第 6 条(1), (2)の規定に基づく拒絶理由に関する標識の点検

4. 3. 1. 1. 法第 5 条(1)の規定に基づく拒絶理由について標識を点検する時は, 出願の商標がポルノ標識に關係することができるか否か, それが反国家的, 人種差別的スローガン, 過激主義的組織の記章及び名称, 淫らな語句及び表現等を含むか否かを発見しなければならない。出願標識又は少なくともその要素の 1 が本項のインデント 1 に記載の標識に關係するときは, 当該出願処理は中止され, 出願人にはこの出願の拒絶が通知されるものとする。

4. 3. 1. 2. 審査官は, 法第 6 条(1)の規定に基づく拒絶理由に関する出願標識の点検の間に, 出願商標が完全に国の紋章, 国旗及びその他の記章, 公式国名, 国際政府間機関の記章, 略称又は完全名称, 管理及び保証を表示する公式標識及び検証印, 印章, 褒章及びその他の勲章を表示しているか否か, 又は誤認を生じる程にそれらと類似しているか否かを確定しなければならない。

本項インデント 1 に記載の標識は, 法第 6 条(1)に規定する権利の一部放棄に従うことを条件とする要素として商標に含めることができる。ただし, 所管当局又は所有者の許可を取得していることを条件とする。

当該許可書が出願書類中に欠落しているときは, 出願人は通知され, 本規則 4. 3. 3. 2. に記載の書類を提示すべき旨を請求されるものとする。

上記標識を使用する権利を確認する書類は, 出願人による特許庁の通知の受領の日後 2 月以内に提出しなければならない。商標としての登録を出願する標識は, 法第 6 条(1)に記載する標識から完全に構成されているとき又は出願人が当該権利の一部放棄の要素を使用する権利を有する証拠を提出しなかったときは, 当該出願は拒絶され, 出願人にはその旨を本規則 4. 5. による規定に従い適時に通知しなければならない。

4. 3. 1. 3. 審査官は, 法第 6 条(2)の規定に基づく拒絶理由の点検過程において, 標識が次に該当するか否かを決定しなければならない。

a) 識別性を欠く。

b) 商品の種類を指定する一般的な用語である。

- c) 一般的に使用の表象及び用語である。
- d) 商品及びサービスの種類, 品質, 特性, 用途, 価格, 又は商品の生産若しくは販売の場所及び時期又はサービスの提供の場所及び時期を指定する。
- e) 商品若しくはサービスに関して又は商品を製造し若しくはサービスを提供する者に関して公衆に誤認を与えるもの又は公衆を欺瞞する程の性質のものである。

4.3.1.4. 識別性を欠く標識には, 次のものを含む。

— 特殊図形的表示を有さない 1 文字, 数, 線, 又は簡単な幾何学的図形のみから構成される標識

- 商品についての商標として登録出願されるときは, これらの商品の写実的表示
- 物体が商標として出願されるときは, それらの機能によって造形された立体
- 普通に使用されている略称
- 商品生産の複数製造者によりウクライナにおいて商標として使用されてきた標識であって, これらの商品に係る個別商標として識別性を欠くに至ったもの

4.3.1.5. 一定の商品に係る一般的な使用の用語である標識は, 一定の商品について使用されている標識であって, 同一商品又は同種の商品について異なる製造者によるそれらの長期使用により特殊な用語又は一般的用語となっているものを含む。

4.3.1.6. 普通に使用の表象である標識は, 一般的に, 標識の商標としての登録出願対象の商品又はサービスが属する産業若しくは活動の分野を表象する標識, 並びに科学及び技術の異なる分野において使用の慣行的表象を含む。

普通に使用する用語である標識は, 科学及び技術の一定の分野において特に使用される語彙単位を含む。

一般的表象及び用語は, 一般的表象及び用語が属する同一分野に關係する商品及びサービスに係る当該商標が登録出願されたときは, 商標登録の障害となる。

4.3.1.7. 商品及びサービスの種類, 品質, 数量, 特性, 用途, 価格又は商品の生産若しくは販売の場所及び時期又はサービスの提供の場所及び時期を指定する標識は, 商品自体の名称, 商品の品質類別の指定, 賛美性のものを含む商品特性の指定, 素材若しくは内容の指定, 商品の重量, 体積, 価格, 製造日の指定, 製造決定に関する歴史的情報, それらの商品への賞の表示, 企業の一般的名称, 商品の製造者又は販売者の宛先を含む。

4.3.1.8. 本規則 4.3.1.3. a), b), c), d)に記載の標識は, 権利の一部放棄に従うことを条件として, 要素として商標に含ませることができる。この目的で, 当該要素の語義的側面及び／又は特殊側面を分析しなければならない。

本規則 4.3.1.3. a), b), c), d)に記載の標識を含め商標登録の可能性に関する決定をする時は, 商標の登録可能性を支持するすべての情報を, 当該情報が出願人により提供されていたときは, 特に, パリ条約第 6 条の 5 の規定を適用すべき旨の出願人の請求, 及び特に当該商標の使用期間について考慮しなければならない。必要な場合は, 出願人に対しては追加書類の提出を請求することができる。

出願の商標がウクライナにおいて複数の製造者により共通の特性を有する商品に使用されてきた標識に属するとき, かつ, それが当該商品について個別の標章としての識別性を喪失していたときは, 出願は拒絶され, 出願人にはその旨を本規則 4.5. の規定に従い適時に通知しなければならない。出願人がパリ条約第 7 条の 2 の規定の恩典を受けることを希望するときは, 商標は出願日を維持したまま団体商標として登録することができる。

この場合は、出願人は団体商標として商標登録を求める願書を提出し、かつ、出願の商標を長期間に亘り使用している者及び団体商標を使用する権利を有する者に係る表示を含む、この団体商標の使用が準拠する規約を提示しなければならない。

4.3.1.9. 製造者又はサービス提供者の商品又はサービスに関する誤認を生じる標識又は混同を生じる虞がある標識には、当該商品若しくはサービスの品質、原産地又は一定の製造者について消費者側に対し実存しない連想を生じさせる標識を含む。

当該商標の使用過程において消費者に誤認を生じさせる虞があることが明白なときは、当該標識について、誤認を生じるもの又は混同の虞があるものと認めることができる。

4.3.1.10. 特許庁が本規則 4.3.1.3. a), b), c), d), e) に従い拒絶理由を基礎として出願標識の商品及び／又はサービスに係る標章としての登録可能性なしとする決定を下すときは、出願は拒絶され、出願人にはその旨を本規則 4.5. による規定に従い適時に通知しなければならない。

4.3.2. 法第 6 条(3), (4) による拒絶理由に関する標識の点検

4.3.2.1. 法第 6 条(3)に基づいて、次のものと同一であるか又は混同を生じる程に類似する標識は登録することができない。

a) 他人の名義で、かつ、類似の商品及び／又はサービスに関する、先に登録され又は登録出願された商標

b) – 第三者の標章であって、当該標章についてウクライナが同盟国である国際条約に基づいて登録なしで保護されているもの

– マドリッド協定に基づいてウクライナにおいて保護されている国際商標

– 工業所有権保護に関するパリ条約第 6 条の 2 の規定に基づいてウクライナにおいて保護されている周知商標

c) ウクライナにおいて知られた商標であって、類似の商品及びサービスに係る商標登録の出願が特許庁に行われた日前に商標権を取得していた第三者により所有されているもの

d) 原産地の呼称。ただし、これらの標識は、権利の一部放棄に従う要素として当該標識を使用することを許可された者の商標に含まれない。

e) 確立した手続に基づいて登録された証明標章

4.3.2.2. 法第 6 条(4)に基づいて、特許庁は、出願標識が次のものを模写したものか否かを点検する。

a) ウクライナにおける第三者にその権利が属する工業意匠

b) ウクライナにおいて知られた(周知の)科学、文学及び芸術の作品の表題、又は当該作品からの引用若しくは登場人物

c) 著作権所有者又はそれらの承継人からの許可なしの芸術の部分又はそれらの断片

d) ウクライナにおいて有名な者について、それらの同意なしの姓、名称、筆名、又はそれらの派生名、肖像及びファクシミリ

4.3.2.3. 本規則 4.3.2.1. a), b) に記載の同一又は類似の標識に係る調査の間、次のものは考慮されないものとする。

– 本規則 4.3.2.1. a) に記載の商標であって、それについて法第 18 条に基づく登録証の満了の日前の期間が 3 年未満のもの。この期間が 3 年未満のときは、これらの商標は類似性についてのみ調査される。

– 本規則 4.3.2.1. a) に記載の商標であって、それに係る出願が法第 10 条(6), (8) の規定を

基礎として拒絶され又は取り下げられたとみなすもの

— 本規則 4.3.2.1.a), b) に記載の商標であって、それに係る登録証又はその国際登録が法第 19 条に基づいて無効とされたもの

— 出願又は国際登録に係る商標であって、それにおける拒絶決定が下され、異議申立をすることが最早できないもの

本規則 4.3.2.2.a) に記載の標識中の類似調査の間、次のものは考慮されないものとする。

— 「工業意匠権の保護に関する」 ウクライナ法第 24 条の規定に基づいて取り消された工業意匠

— 「工業意匠権の保護に関する」 ウクライナ法第 25 条の規定に基づいて無効とされた工業意匠

4.3.2.4. 類似性又は同一性の調査

標識は、すべての要素において他の標識に一致するときは、前記他の標識と同一であるとみなす。

標識は、一定の要素の差異に拘らず、それが他の標識に全般的に関連しているときは、当該他の標識と混同を生じる程に類似するとみなす。

同一性又は類似性を点検するためには、次のことが必要である。

— 同一又は類似の標識について調査を行うこと

— 出願標識と調査時に示された標識との類似性の程度を決定すること

— 出願商標に係る商品及び／又はサービスと調査中に発見された類似又は同一の出願商標に係る商品及び／又はサービスとの間の類似性を決定すること

本規則 4.3.2.1.a), b), c) 及び本規則 4.3.2.2.a) に記載の標識の間では、調査は、先の優先日を有する標識の間で実施されるものとする。

4.3.2.5. 商品又は商品及びサービスの類似性の確認

商標として登録出願され実態に関して審査される標識、及び登録出願され先の優先日を有する標識について、商品又は商品及びサービスの類似性を査定しなければならない。

商品又は商品及びサービスの類似性の点検時には、それらを消費者が商品の製造者又はサービスの提供者と連想する虞について査定しなければならない。

類似性の査定時には、商品及びサービスの種類、それらの目的、当該商品が製造された素材の種類、販売及び取引経路の状況、並びに顧客層について考慮しなければならない。

4.3.2.6. 文字標識の類似性の決定

商標として登録出願された文字標識は、語、及び組成中に文字標識を含む組合せ標識と比較されるものとする。文字標識の類似性の査定時には、音響における類似性(音声的類似性)、図解における類似性(視覚的類似性)、及び意味における類似性(語義的類似性)を考慮しなければならない。

4.3.2.7. 図形的及び立体的標識の類似性の決定

商標として登録出願された図形的及び立体的標識は、組成中に図形的及び立体的要素を含む図解的、空間的及び組合せの標識と比較しなければならない。

4.3.2.8. 組合せ標識の類似性の決定

商標として登録出願された組合せ標識は、組合せ標識、及び点検中の組合せ標識における要素として含まれた標識と比較しなければならない。

4.3.2.9. 商標として登録出願された標識は、それがパリ条約第 6 条の 2 の規定に基づいてウ

クライナにおいて保護の商標と同一であるか又は類似し、かつ、その著名度が明白である場合は、拒絶されるものとする。

4.3.3. 追加資料の提出に係る照会

4.3.3.1. 補足資料の提出に係る照会は、商標の登録可能性に関する実体審査を実施することができない場合に限り、法第10条(8)に基づいて出願人に送付されるものとする。

4.3.3.2. 照会送付の理由には、次の場合を含む。

a) 出願書類が次のものを表示する標識の商標における使用についての各所管当局又は所有者の同意に係る書類を欠く場合

— 紋章、旗章及び記章

— 国の公式名称、国際政府間機関の記章及び完全名称又は略称

— 公式の監督用、保証用及び標準の印章

b) 出願が出願人の公式国家褒章及び他の勲章を得る権利を証明する書類を欠く場合

c) 出願が製造決定の日を確認する書類、又は出願標識がそれらへの言及を含むときは生産する商品への賞又は他の勲章を得る出願人の権利を証明する書類を欠く場合。当該書類を提出しない客観的理由が存在するときは、出願人は当該賞及び勲章又は製造決定の日について提出された情報の信憑性に対する責任を負う宣誓書を提出しなければならない。

4.3.3.3. 他の論点並びに審査過程において生じる見解及び提議は、前記理由を基礎として送付される通知に含ませることができる。

4.3.3.4. 審査当局の通知は、特に法、本規則、他の規則の規定及び引用を参照して記載されるものとする。

4.3.3.5. 当該通知に記載の追加資料は、序の通知の出願人による受領の日後2月以内に提出しなければならない。

4.3.3.6. 出願人がこの期限を遵守せず、かつ、その延長を求める理由を付した請求もしないときは、出願における決定は、当該事案において現存する資料を基礎とする。

4.3.3.7. 逸失期間は、出願人の請求により回復することができる。ただし、出願人が法第10条(12)により規定する期限内にそれに係る手数料を納付することを条件とする。

4.3.3.8. 審査官が出願人より提出される何らかの書類又は情報に疑義のあるときは、出願人からの必要な証拠を請求する権利を有する。

4.4. 商品及びサービスに係る商標登録に関する決定

4.4.1. 登録出願商標が、標章の登録出願に係るすべての商品及びサービスについて法第5条(1)及び第6条に規定する登録可能性の要件を満たすと認められるときは、特許庁は、商品及び／又はサービスの一覧のすべてについて商標登録の決定を下す。

4.4.2. 登録出願商標が、登録出願に係る商品及び／又はサービスの一部のみについて法第6条に規定する登録可能性の要件を満たすと認められるときは、特許庁は、当該商品及びサービス一覧の一部について商標登録の決定を下す。

4.4.3. 商標が、登録において記載が必要な、権利の一部放棄に従う要素を含むときは、登録に関する決定は「(記載の要素は)個別保護に従うことを条件としない。」という標準の言及を含むことができる。

4.5. 拒絶に関する決定及び関係手続

4.5.1. 登録出願商標が、商品及び／又はサービスの一覧のすべて又はその一部について当該標章が法第6条に規定する登録可能性の要件を満たさないと認められるときは、出願人には

当該商品及び／又はサービスのすべて又はその一部に関する当該商標の拒絶理由となり得る理由を付した意見を提示する通知が送付される。

4.5.2. 当該通知には、法及び本規則の該当規定への言及を含め、かつ、関係する参考事項を含めなければならない。前記通知は見解及び提議を含むことができる。提議は、認められた類似の登録商標のため又は類似の商品若しくはサービスのすべて若しくは一部について先に登録出願された商標のために、必要となることがある。出願人に対しては登録商標又は先に登録出願された商標の所有者により発行された審査商標の登録に係る同意書を提出すべき旨を提議することができる。

特許庁は、審査が当該商標は共通の品質又は他の特質を有する商品の複数の製造者により長期間に亘りウクライナにおいて使用されてきたと決定し、かつ、その結果、当該標章はこれら商品について個別商標としてその識別性を喪失しているときは、当該商標を団体商標として登録すべき旨を提議することができる。

4.5.3 出願人は、特許庁の当該通知の受領の日後2月以内に、登録を支持する意見書と共に理由を付した応答書を提出することができ、それは当該出願に関する最終決定を下す際に考慮されるものとする。

更に証明が必要なときは、出願は、本規則3.5.の規定に従い出願人を参加させて審査することができる。

4.5.4. 出願人が特許庁の提議に応答書を提出しなかったときは、出願において現存する資料を基礎として決定を下すものとする。

4.5.5. 出願人により提示された意見書が相当と認められるときは、特許庁は本規則4.4.の規定に従い商標登録に関する決定を下す。

4.5.6. 応答書提出の期限が遵守されず、又は特許庁が出願人の意見書が十分であると認めないときは、特許庁は、商品及び／又はサービスの一覧のすべて又はその一部について出願拒絶に関する決定を下すものとする。

4.6. 商品及びサービスに係る商標登録、及び登録証付与についての公告

4.6.1. 商品及びサービスに係る商標登録に関する決定を基礎とし、かつ、公定登録証付与手数料の納付を確認する領収書が提出されたことを条件として、特許庁は商標国家登録を行い、それを法第13条に従い登録簿に記入し、かつ、法第12条に規定される通りその公報に登録証の明細を公告する。

4.6.2. 登録証付与手数料は付与に関する決定の出願人による受領の日から3月以内に納付しなければならない。

登録証付与手数料の納付を確認する領収書は、前記3月の期限の満了前に特許庁に送付しなければならない。

4.6.3. 登録及び公告は、登録手数料の送金を確認する納付書類の受領の日から3月以内に特許庁が行うものとする。

4.6.4. 出願人が本規則4.6.2.に規定する期限を遵守せず、かつ、特許庁が登録証付与手数料の送金を確認する納付領収書を受領しないときは、特許庁は公告をせず、当該出願は取り下げられたとみなされ、出願人はその旨を適時に通知されるものとする。

4.7. 国際商標の登録拒絶

4.7.1. マドリッド協定の規定に基づいて登録された商標については、特許庁は、ウクライナにおける登録出願の国内標章について行うものと同様に、法第5条(1)及び第6条に従い、か

つ、本規則 4.3. に規定する要件に従い、登録可能性の審査を行う。

4.7.2. 商標が登録可能性の要件を満たさないときは、本規則 4.5.1. に記載する通知に代わり、特許庁は、当該拒絶の相応な理由を述べた商標登録の予備的拒絶書を送付するものとし、それに対し出願人は理由を付した回答書を提出することができる。

4.7.3. 特許庁は、商標の所有者により提示された意見を検討後、商品及び／又はサービスの一覧のすべて若しくはその一部に関するウクライナにおける商標保護の付与に係る最終決定を下し又はこの商標の登録の拒絶に係る最終決定を下さなければならない。

4.7.4. 国際登録簿に記入された国際登録に係る公告は、世界知的所有権機関の国際事務局により発行の公報により発行される。

(1997 年 8 月 20 日付けウクライナ国家特許庁決議第 72 号に基づいて採択の規則)